

各国における貸金業等の状況

平成22年1月28日

金 融 庁

目次

▶ドイツにおける貸金業等の状況	・・・2
▶フランスにおける貸金業等の状況	・・・4
▶米国における貸金業等の状況	・・・6
▶英国における貸金業等の状況	・・・8
▶韓国における貸金業等の状況	・・・9

(注1)本レポートは、金融庁信用制度参事官室において、外国当局、調査会社、研究者等からのヒアリング結果等に基づいて作成したものである。

(注2)為替レートは、2009年末の相場をもとに、1ドル=92円、1ユーロ=132円、1ポンド=148円、1円=12.5ウォンとして計算している。

ドイツにおける貸金業等の状況①

①貸金業に関する制度と状況

- 金銭の貸付けを業として行う場合には、信用機関として、信用制度法に基づき連邦金融監督庁 (BaFin) から免許を受けることが必要である。
- ドイツの信用機関は、その大半が、ユニバーサル銀行 (銀行や証券、信託の各業務を全て手がける総合金融機関) として、預金も取り扱っている。消費者金融については、こうした信用機関、特に地方銀行、貯蓄銀行、信用協同組合が主な担い手となっている。
- したがって、日本の消費者金融業者や商工ローンに相当するようなノンバンクは、一般的には存在しない。
- その一方で、貸付けの仲介業者が、信用制度法の業規制の適用を受けることなく活動しているとの指摘がある。大手個人信用情報機関シュューファー (Schufa) は、2007年にまとめたレポートの中で、①貸付けの仲介業者が、借り手から根拠もなく著しい高い手数料をとるケースがあること、②その際、借り手としての信用に問題があるため国内の信用機関から借りられない者に対して、外国の金融機関に仲介するケースや、実際には仲介しない詐欺的なケースがあること、③外国の金融機関に貸付けを仲介するケースでは、ドイツの金利上限 (→次項) では、このような借り手のリスクをカバーできないため、高い延滞料を課すことでまかなっていること、等を指摘している。

ドイツにおける貸金業等の状況②

②上限金利規制及び総量規制

- 上限金利に関する規制は、実定法上は存在しないが、判例法において存在する。
- 判例法に基づく上限金利規制として、毎月ドイツ連邦銀行より発表される市場金利の2倍又は市場金利プラス12%のいずれか低い方を超えると、金利は民事上無効になるとされている。
(参考)2009年9月の市場金利(消費者ローン金利):7.03%(注)
(注)手数料を含む。
- 貸付けに付随して発生する費用は、基本的に利息に含まれるが、貸し倒れリスク等のカバーのために、借り手が強制的又は任意に支払う保険料等については、利息とは別に徴求することが認められている。
- 借り手の年収に応じて貸付額を制限する総量規制は設けられていない。

フランスにおける貸金業等の状況①

①貸金業に関する制度と状況

- 金銭の貸付けを業として行う場合には、銀行と同様、信用機関として、信用機関・投資企業委員会 (CECEI) から免許を受けることが必要である。
 - ただし、ノンバンクの場合、参入に必要な最低資本金は、銀行より低い。《ノンバンク220万ユーロ(2億9000万円)、銀行500万ユーロ(6億6000万円)》
 - 消費者金融については、商業銀行等の一般的な銀行と、消費者金融を専門とするノンバンクが主な担い手となっている。
 - 銀行以外の機関380社(注)のメンバーからなるフランス金融会社協会 (AFS) の消費者金融市場における貸付残高の占有率は約60%となっている。(2008年)
- (注)このうち、消費者金融専門の金融会社は、55社

フランスにおける貸金業等の状況②

②上限金利規制と総量規制

- ▶ 暴利的利率を上回る貸付けは、法律(消費法典)により禁止されている。
- ▶ これに違反した場合、その金利は民事上無効になる。また、暴利的貸付けを行った者、及び暴利的貸付けに協力した者には、刑事罰が科される。
- ▶ 暴利的利率は、貸付時点の平均包括実質利率(フランス銀行が四半期毎に市中金融機関を調査して算出する平均利率)に3分の4を乗じた利率である。
(参考)2009年第4四半期の暴利的利率
貸付元本が1524ユーロ(約20万円)以下:21.40%
貸付元本が1524ユーロ超:(当座貸越、リボルビング、割賦販売)20.20%
(個人向けその他)9.20%
- ▶ 貸付けに付随して発生する、直接又は間接の費用、手数料、報酬に加え、保証料等のあらゆる借主の負担は、利率に含まれる。
- ▶ 借り手の年収に応じて貸付額を制限する総量規制は設けられていない。

米国における貸金業等の状況①

①貸金業に関する制度と状況

- 貸金業務に関する規制は、連邦法にはなく、各州法において定められている。
- たとえば、ニューヨーク州の場合、
 - ① 2万5千ドル(230万円)までの個人向け融資、
 - ② 事業のために用いる資金のうち、元本5万ドル(460万円)までの融資であって、利率16%超の金銭の貸付けを業として行う場合、州法に基づく貸金業の免許を受けることが必要である。
- 消費者金融については、商業銀行、ノンバンク、信用組合が主な担い手となっている。
- このうち、ノンバンクによる消費者信用の残高は、約5758億ドル(約53兆円)にのぼり、消費者信用全体2兆5921億ドル(約240兆円)の約22.1%を占めている。(2008年末)
- 商業銀行は、クレジットカード等のリボルビング型の与信の割合が高い(44.5%)に対して、ノンバンクはリボルビング型の与信の割合が低い(12.9%)。(2008年)

米国における貸金業等の状況②

②上限金利規制及び総量規制

- 上限金利に関する規制は、連邦法にはなく、各州法において定められている。
- 州法における上限金利は、ニューヨーク州の場合、25%である。ただし、貸金業者や銀行等の免許を受けずに金銭の貸付けを行う場合には、16%が上限金利となる。
- ニューヨーク州法においては、貸付けに付随して発生する手数料等を利息に含めるとの規定はないが、手数料等として、貸し手が借りに請求できるのは、元本の1%または50ドルのいずれか小さい額までに制限されている。すなわち、手数料等を含めた実効金利の上限は最大26%であり、これを超える貸付けは禁止されている。
- ニューヨーク州法においては、借り手の年収に応じて貸付額を制限する総量規制は設けられていない。

英国における貸金業等の状況

①貸金業に関する制度と状況

- 50ポンド以上(注1)の個人向けの金銭の貸付けを、業として行う場合には、消費者信用法(Consumer Credit Act)に基づき公正取引庁(OFT)から免許を受けることが必要である。
(注1)貸付額の上限については、改正消費者信用法(2006年)において撤廃された《撤廃前の貸付額の上限は2万5千ポンド(370万円)》。
- 英国における消費者向け与信の年間総額(注2)は約1931億ポンド(約29兆円)であり、占有率で見ると、銀行が約79.3%、住宅金融共済組合が約1.9%、その他が約18.8%となっている。
(注2)現金貸付・販売信用の合算額

②上限金利規制及び総量規制

- 上限金利に関する規制は、法律上は存在しない。
- ただし、消費者信用法によって、裁判所は、ある信用取引が暴利的信用取引と認める場合には、契約を変更できることとされている。
- 改正消費者信用法(2006年)において、不公正な関係(unfair relationship)に関する規定が制定され、暴利的信用取引は、契約条件だけではなく、販売方法や取立行為などを含めた契約全般について、不公正取引という概念に基づき、判断されることとなった。
- 借り手の年収に応じて貸付額を制限する総量規制は設けられていない。

韓国における貸金業等の状況

①貸金業に関する制度と状況

- 金銭の貸付けを業として行う場合には、貸付業法により、市長又は道知事の登録を受けることが必要である。
- ただし、クレジットカード会社は、与信専門金融業法に基づき、金融監督委員会の許可を受けて営業を行っており、キャッシングであっても貸付業法の対象とはならない。
- 登録を受けている貸付業者の数は、約15700業者であるが、そのうち営業報告書により事業の状況が把握できる約7800業者の貸付残高は、約5兆1500億ウォン(約4100億円)となっている。(2009年3月末)

②上限金利規制及び総量規制

- 貸付業者や銀行等による年利49%(60%を超えない範囲内で大統領令により定められた率)を上回る貸付けは、貸付業法により禁止されている。
- 一方、貸付業者や銀行等以外の者による年利30%を上回る貸付けは、利子制限法により禁止されている。
- 貸付けに関連して貸付業者が受け取った、礼金、割引金、手数料、控除金、延滞利子、立替金等については、その名称がいかなるものであっても、全て利子とみなされる。ただし、担保権設定費用及び信用情報業務の許可を受けた者に対する信用照会費用(当該取引の締結と返済に関する付帯費用として大統領令により定められた事項)は除外されている。
- 借り手の年収に応じて貸付額を制限する総量規制は設けられていない。